申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>一部負担金の減額、免除及び徴収猶予</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>国民健康保険法第４４条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>いきいき健康部国保年金課国民健康保険係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>新座市国民健康保険規則第１４条第１項
新座市国民健康保険規則第１５条第１項
新座市国民健康保険規則第１５条第２項
新座市国民健康保険規則第１５条第３項</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>第４４条　市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第４２条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。
（１）　一部負担金を減額すること。
（２）　一部負担金の支払を免除すること。
（３）保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>２週間</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>